2018.09.27. 第二期第７回選挙市民審議会議事録

衆議院第２議員会館地下１階第３会議室

出席委員　片木淳、三木由希子（以上共同代表）
　　大山礼子、岡﨑晴輝（スカイプ）、小澤隆一、小林幸治、田中久雄、坪郷實、
　　濱野道雄（スカイプ）

欠席委員　只野雅人（共同代表）、石川公彌子、北川正恭、桔川純子、小林五十鈴、
　　山口真美

事務局　　太田光征、岡村千鶴子、桂協助、城倉啓、富山達夫

書　記　　岡村千鶴子、城倉啓

城倉啓：時間となりましたので第二期の第７回の選挙市民審議会を始めたいと思います。今日は議長役を三木由希子共同代表にお願いしておりますので、よろしくお願いいたします。議題として二つ、そして事務局より今後の進め方として一つ、ということでございます。なお、スカイプで岡﨑晴輝委員が九州大学で出席してくださっています。また濱野さん、イスラエルに居ります濱野さんとも繋ぐべく努力しております。中々来ない。ということでよろしくお願いいたします。

三木由希子：それでは始めます。みなさん今日は足元が悪い中お集まりいただいてありがとうございます。第７回審議会で、今日は公費負担・政治資金・政党助成改正原案ということで最初に小林さんから「提言案メモ」というものを送っていただいて出していただいておりますので、最初にそれについて説明をしていただいた後に内容について議論をするということで進めたいと思います。それでは小林さん、よろしくお願いします。

小林幸治：はい、それでは、聞こえますかね。

城倉啓：濱野さん、聞こえますか。

濱野道雄：聞こえます。はい。

小林幸治：これで聞こえますか。

濱野道雄：大丈夫です。聞こえています。

城倉啓：岡﨑さん、小林さんが見えますか。

岡﨑晴輝：はい。

小林幸治：それでは、テーマというか、主題の方というか、いただいたお題は「公費負担（残る公営部分）・政治資金・政党助成改正原案」になっていますけれど、まだ原案になるまででもなく本当に叩き台的なものなので恐縮ですけれど、説明させていただきます。

　公費負担（残る公営部分）のところについては元々というか、そもそもというか、選挙活動費用の上限設定と、そのさらに元というか公職選挙法の選挙運動規制の基本的には撤廃ということが元になって、それではどういう風な制度にしていこうかということを、第一部門会議で昨年まで検討して、それをさらに深めるような形で今年度進めてきていただいているかと思いますが、そこら辺、選挙制度との関係でこういったこと当然出てくるかと思い

ます。深く関係してますけど、前々回、少し頭出しというか、メモを出させていただいたものを少し膨らませた形で今日お示ししていますので、その部分から少し説明させていただきます。

裏表で三枚もので 5 ページのものをご覧いただければと思います。最初に一番目として「選挙活動費用の上限設定・公費負担について」ということで、「１）政治活動・選挙活動費用の報告・公開の徹底」というところからご覧いただければと思います。最初に「立候補後選挙活動期間」を「①」としています。そもそも選挙運動期間というものが元々かなり短いのでそれを伸ばせないかという話と、それと選挙運動、選挙運動期間というものも規制の撤廃によってなくなるというところから出発してますので。ただ、いつから選挙が始まるのかってことは一応決めなくてはいけないだろうということで、具体的な内容も含めてここに書いています。８月の終わりに開いていただいた代表者会議で名称も「立候補後選挙活動」という言葉にしてはどうかと、議事録を見させていただいて、なっていましたので、この言葉に合わせて書いてます。

①の「立候補後選挙活動期間」とは何ぞやということで、一つ目の「〇」に、「各選挙につき、候補者の届出、衆議院名簿の届出、参議院名簿の届出又は公職の候補者の届出のあつた日から当該選挙の期日の前日までを立候補後選挙活動期間とする。」としています。

二つ目に「衆議院議員及び参議院議員、都道府県知事、都道府県議会議員、市区町村長、市区町村長議会の任期満了による選挙は、議員（首長も含めてですが）の任期が終る日の前 40 日以内に行う。」これは憲法規定との関係で、これをさらに伸ばすということになると憲法改正しないといけないということが生じてきますので、ここでは一応 40 日以内ということで置いています。

三つ目に「前項の規定により（衆議院議員及び参議院議員、都道府県議会議員、市区町村長議会）選挙を行うべき期間が議会開会中又は議会閉会の日から〇〇日（現行 23 日）以内にかかる場合においては、その選挙は閉会の日から 40 日以内に行う。」ということ。

それと次の四つ目が「衆議院及び参議院、都道府県知事、都道府県議会、市区町村長、市区町村議会の解散又は辞職等による選挙は、解散又は辞職等の日から 40 日以内に行う。」と。

続いて、「各選挙の期日は、少なくとも 30 日前までに公示又は告示しなければならない。」いうことで、30 日。40 日以内という規定を置いて、実際には何日かというのを決めるわけですが、少なくとも 30 日以内ってかなり延ばした形で選挙が始まりますということを示すというような案にしています。

「各選挙につき、候補者の届出、衆議院名簿の届出、参議院名簿の届出又は公職の候補者の届出は公示又は告示日に届け出なければならない。」と。これは現行と同じ公示日／告示日に届出を出すということですね。ですので、公示日／告示日に選挙が始まって、その時点で候補者も全部揃っているということになると思います。

そういったことを規定して、立候補後選挙活動期間ということで、ここでは 30 日程度と

いうような期日を置いています。同じようなことを「○」の下の部分に、ちょっと説明的に書いていますので、ご覧いただければと思います。

例えばということで、衆議院議員選挙の場合には、これ前々回にもお示しさせていただきましたけど、40 日以内に選挙期日の決定をして、30 日前に候補者の届出・公表を行なって、基準日である投票日の前日までを立候補後選挙活動と置くというようなことでイメージしていただければと思います。

次のページに行っていただいて、「②収支報告・公開の徹底」ということで、前々回と同じ項目で立てさせていただいていて、収支に関してどのような手続きを行うのかということをここで決めています。候補者もしくは「候補者が選任した出納責任者」ということで現行制度と同じような規定をおいて、と同時に「及び候補者の届け出政党又は参議院名簿届出政党等」、政党も同時に「立候補後選挙活動期間」、先ほどの例で示しますと 30 日間後の「立候補後選挙活動期間になされた寄附及びその他の収入並びに支出について」報告をしなければならないということをここで置いています。

四つほど「・」で示していますが、これは現行制度とほぼ同じで「寄附及びその他の収入」、「寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに寄附の金額及び年月日」「立候補後選挙活動期間に関するすべての支出」「前号の支出を受けた者の氏名、住所及び職業並びに支出の目的、金額及び年月日」というものを提出すると。提出の期日ですが、選挙が行われた後「１ヶ月以内に提出しなければならない。」仮に１ヶ月程度で、現行だともう少し早いんだと思いますが、置いています。

前回の審議会、ちょっと残念ながら欠席させていただいたんですけれど、議事録を後半部分だけ読まさせていただいて、ここでも現行制度と一つ目の「○」の規定というのは、候補者という個人と政党という組織団体と両方に同じような規定を置いていますが、前回の審議会の記録を読ませていただくと団体と個人の一本化みたいなことが一つのポイントととして議論されていたようなので、その点についてももしかしたら検討が必要なのかなと思いつつお示ししています。ということを「※」印のところで付け加えさせていただいています。

二つ目の「○」は、報告を受けた選挙管理委員会の公表の仕方として、「受理した日から」現行法では 3 年間ですが、5 年、10 年間、もう少し延ばしても良いかもしれませんが、「保存し、閲覧させなければならない。」

並びに「官報及び公報」、自治体の選挙の関係ですと、たとえば司法ですとか東京都の公報などでも概略を報告する、公表するとか、「インターネット等の方法によつて」、ホームページに共通したものをおいてそこで公開するようなことをイメージしていますが、「行う」というようなことを規定しています。

次の「○」は、同時に「必要があると認められるときは」報告書の調査について行うと。「報告又は資料の提出を求めることができる。」と。これも現行法の規定とほぼ同じようなことを置いています。

それと五つ目の「○」は、「立候補後選挙活動期間になされた寄附及びその他の収入とは」どういったものを言うのかということですが、その期間内に「行われたすべての寄附及び入金のあったすべての収入をいう。」ということで、次が支出とは何かということを示していますが、これは片木さんからもご紹介いただいたイギリスの例を引っ張ってきて参考にしています。

「立候補後選挙活動期間になされた支出とは、『立候補後選挙活動に選挙で政党の名称をもって立候補している候補者又は政党が提出した候補者名簿に含まれる候補者の当選を促進し又は獲得するため』に要した支出で、①政治放送、②広告、③選挙人への配布物、④マニフェストその他の政策文書、⑤世論調査、⑥メディア関連の費用、⑦交通費、⑧集会、⑨人件費等」、イギリスでは人件費は入っていませんが、僕が確認したところで入っていなかったんですが、ここでは「人件費等に要した支出をいう。」ということで置いています。

最後の「○」は、いわゆる「票を買う」ような行為に近いんだと思いますが、「何人も、各選挙の立候補後選挙活動期間に公職の候補者及び公職の候補者の届け出政党又は参議院名簿届出政党等の関係者から寄附を受けてはならない。」ただこの場合に、立候補後選挙活動期間に元々その候補者が参加していた NPO 法人ですとか色んな法人・組織への会費等の納入というのも場合によってはありうるので、それについては「寄附にあたらない」ですよということをあえて謳っています。ということです。

その下は同じように今申し上げたことを少し説明したような文章ですので、またご確認いただければと思います。

次の規定「③立候補後選挙活動期間に行う政治活動に関する支出金額の制限」ということで、以前から議論になっている、上限額をどうしようかということの規定をここで設けております。

一つ目の「○」に、「立候補後選挙活動に関する支出の金額は、公職の候補者一人につき別で定める額を超えることはできない。」と上限額を置くということを謳い、二つ目で政党も同じように位置づけています。政党の場合には、政党としての総額を政党の届出をした名簿の「候補者一人につき」額を定めることにして、その人数によって政党全体の金額が変わってくるということをイメージしています。「別で定める額」は現行制度上の制限額を参考にしていますので具体的な金額は示していません。下の表に現行制度上の制限額を示していますので、こういった金額を参考にしながら、いくらぐらいが妥当なのかというのはちょっと検討が必要かなと思っています。

三つ目の「○」については「公職の候補者及び候補者届出政党又は参議院名簿届出政党等以外の者が行う立候補後選挙活動に関する支出の金額は、○○○○円を超えることができない。」という規定を置きました。これは先ほど片木さんからご紹介いただいたイギリスのこれまでの議論の中でも、選挙活動のできる限り公平性を、それぞれの候補者の公平性を担保するとなると、候補者もしくは政党だけを上限規定を置いても困難であると。基本的に選挙運動規制は撤廃して、誰でもが極端な言い方をすれば何でもできる状態になりますので、

公職の候補者もしくは政党以外の者が相当額の資金を使ってたとえば「ビラを作って撒く」ですとか、そういったことも可能になることが想定されるということですので、「以外の者が行う」その活動期間内に行う限度額というのも設けたいというような考えです。

ちなみにイギリスの場合は、最初、かなり前は5ポンドという、かなり少額の規定を置かれていましたが、色々な議論の末、裁判の判決ですとか、そういったものを経て、今は500ポンドぐらいになってるんですね。かなり緩和されてますけど、それでもそれ程多い金額ではない額が上限額として、「以外の者」ですので全ての人にかかってくるということのようです。ですのでそれを参考にしてここでもそういった規定を置けないかということをお示ししています。

最後の「〇」についても、候補者もしくは政党以外の者が行うことの規定を置いていて、「前項の支出の金額が〇〇〇円を超える者は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に当該選挙の期日後１か月以内に提出しなければならない。」ということにしています。ただこれ実際にこれだけの規定では多分、何でしょうね、自分が言っていて、たとえば〇〇〇円をかなり少額にして一万円という仮定で置いたとして、一万円を超える、たとえば候補者が配布しているビラを自らがコピーをして配布して、それが何万枚だとかという数になった場合、一万円を超えてしまったと。その人が何もなくて、「わたしが使いました」って報告するか、登録するかというとかなり難しいかなと思ってます。ここはちょっとどういう規定を置いて、どういう仕組みにすればそれが可能になるのか、またそういった規定を置かなくても違う方法があるのかっていうのは、みなさんのご意見をいただければというように思っています。ただ候補者・政党の選挙活動の公平性を一定程度確保するために上限規定等々置くのであれば、その他の者が行うものについても、全く何の規定もないと、たとえばですけど資産家が応援する候補者が有利になるということも考えられますので、ちょっとそこら辺は知恵の絞りどころかなとも思っています。というところです。

３ページ目の一番下。今日の直接のお題の一つ、「「立候補後選挙活動」への公費の負担について」をお示ししています。一つ目の「〇」は、「立候補後選挙活動に関する支出のうち、有効投票の一定割合以上を獲得した候補者に対しては支出した費用の一部を償還する。」というようなことで、公費の負担。一応ここではそういう規定にしてはどうかということを言っています。繰り返しの部分もありますが、その下のちょっと説明文の中をご覧いただければと思いますが、一つ目は、その「公費の負担については、有効投票の一定割合以上を獲得した候補者に対してその一部を公費負担とする。その「一部」とは費用総額をもとにした額ではなく、一定の額とする。」たとえば、この候補者が一千万円使ったと、ではその一割を、あるいは半分 500 万円を公費負担をしましょうと、こっちの候補者は 800 万円使ったから 400 万円という考え方ではなく、一定程度 500 万円だったらいくら使った方に対しても。それ以下の場合には、そのまま使った金額を公費の負担とすれば良いかと思いますが、一定程度平等性を担保するのに割合ではなくて同額を償還する、公費の負担とするという考え方ではどうかということをイメージしています。

もう一つは、先ほど説明させていただいた「立候補後選挙活動費用」とは、こういうものですよと改めてここでお示しして、その費用に関しては、その部分に関してのみですかね。ここら辺もちょっと曖昧な部分もあるんですけど、公費の負担をするということにしていて、「政治放送については別途規定を設けるとともに…」と示していますが、これは、テレビ・ラジオについてはその平等性っていうところからも、時間ですとか回数ですとかっていうことを一定程度規定を設けることがあるだろうっていうことで、ここに置いています。

もう一つ、「集会の会場費」。現行でもそうですけれど、公共施設等の使用については、いわゆる「現物給付型」の支給となっていますので、もしかしたら他の部分も、こういう支払いっていうか、支援の仕方もあるかもしれませんが、そういったことも現金ではなく現物給付型で支払うというようなことをちょっとイメージしているということを書いています。

こういった制度を設けた場合に、これまでも公費の負担、選挙公営ですとか、そういった言葉が日常的に使われてきていると思いますけど、制度的に分かりやすい言葉にするとすると、公費の負担というよりは「選挙活動費用の補助」みたいな形になるかなと思いますので名称も含めて少し再考が必要かなと、お示ししています。

以上の部分が一応選挙活動、立候補後選挙活動期間に関しての公費負担の部分までのことを示したものです。

その次に二番目に「政治資金」、三番目に「政党助成」ということでお示ししています。こういう部分に関してはまだまだ本当に不十分です。ほんの一部ですので、その辺をご考慮いただいた上でお聞きいただければと思います。

「政治資金」として、これは提案というか原案というよりは、問題点としてお示ししている程度です。政治資金規正法の定めによって政治団体ということが決められているんですが、そこの部分についての考え方をちょっとお示ししたものです。

一つ目の「・」では、「「選挙活動費用の上限設定・公費負担について」で「公職の候補者・・・以外の者が行う立候補後選挙活動に関する支出の金額」」に上限規定を置くことをお示ししました。この「以外の者」については当然政治団体も関わってくるだろう、入ってくるだろうという風に考えますので、そもそも「政治団体」とは政治資金規正法では、その三条でそこにお示ししたような規定になっていて、「政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体」。二番目に「特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体」を政治団体としていますので、かなり直接的に選挙に関わるような団体を政治団体と考えますので、そこの部分については「以外の者」の中でも政治団体だけでも抜き出して、少し報告を、少なくとも「「立候補後選挙活動」に関する収支報告書の提出を義務付け」ることはできないか。それは良いかどうかも含めてちょっとご議論いただけたらありがたいなと思っています。

もちろん政治団体の中には、選挙やらなかったよという団体もいると思いますので、それは「今回行いませんでした」という旨を報告するだけで構わないと思いますので。

年度ごとに政治団体は政治資金収支報告書の提出を求められていますが、それとは別に

立候補後選挙活動期間に関しての収支報告書を求めるということで少しお金の流れの透明性を確保するようなことができないのかなという規定が置けないかということで、問題提起しています。

三点目の「政党助成」。ここも本当に一部分でしかお示ししていません。「１）政党交付金の使途」ということで、現行法上ですと前回三木さんからのご説明あったと思いますので重なる部分もあると思いますけど、政党交付金の使途という使い道に関しては法律上何の規定もなくて、「何に使ったかって報告を出しなさいよ」というだけを法律に謳っていると思います。それを法律上、政党交付金の使途というものを設けて、一つ目の「〇」は、「政党交付金を受けた政党はその交付金の一部を「①政策立案・形成」、「②女性の候補者、障がい等を持つ候補者」、「③地方支部組織の活動」に使用しなければならない。」というようなことを置けないかと。

それぞれ、「「①政策立案・形成」については、政策立案・形成組織（シンクタンク）等の設立、運営を行うものとし交付金の〇割を使用すること。」同じように、「②女性の候補者、障がい等を持つ候補者」についても、同じような規定。三つ目の「③地方支部組織の活動」についても同じような規定が置けないかということをここではお示ししています。

政党助成法上の報告とは別に、この使途に関しての報告というものも、何にいくら政党交付金を使ったのかということももちろん求めるわけですが、具体的にどういう活動をしたのか、たとえば政策立案・形成に関してはどういうテーマで検討したのかとか、報告書は出ているのかとか、そういったことを一定のフォーマットが必要だとは思いますけど、それに報告していただいて、それをインターネット等情報公開をして、ある意味では有権者とか市民はそれを見て政党がどういう活動をしているのかということを把握したりというようなことができないかというようなことです。

ほぼ韓国の、ちょっと名前は違うと思いますけど、政党交付金制度の仕組みを参考にしてこういったものができないかと思ってます。特に女性の候補者・政治参加に関しては法律も通りましたし、それを実際に進めるためには、こういった規定でより推し進めるということも考えられるかなというふうに思ってお示ししました。

政党交付金については前々回ですかね、研究者の方にヒアリングをしていただいて、残念ながら僕は参加できなかったんですが、その時にも、たとえば負担のあり方ですとか、今一人当たり人口割りにして 250 円を収入源にしていると思いますが、そういったものもそれで良いのかどうかということですとか、年度ごとで交付されますけど繰越金としてほとんどある意味では政党の貯蓄というのとはちょっと違うと思いますけど、お金が貯まっていくということで、そこのあり方というのもちょっと見直す必要があるかもしれませんし、そういったことも含めてもう少し具体的に見て付け加えていかないと。まだまだ不十分だと思いますけど、とりあえず今日のところはここまで示させていただきました。色々議論の材料になればと思いますので、よろしくお願いいたします。

三木由希子：ありがとうございました。どうやって進めますかね。前回のことで少し補足的に言うと、２ページの方で「②収支の報告・公開の徹底」の「※」印なんですけれども、これは政治資金規正法の中で「立候補後選挙活動期間」の収支報告をするのであれば、政治資金規正法は団体しか対象としていないので団体に一本かしないとダメですねということで論点になっていて、そこに個人という枠組みを持ち込むと結構大混乱というか、個人献金、政治家個人には寄附をしないっていうことで政治資金規正法ってできているので、かなり制度の趣旨が歪んでいくので団体か個人かということをまずはっきりした上であれば、政治資金規正法の枠組みの中でどう取り込むかという話をした方が良いんじゃないかという前提で、ああいう議論になっていたということですね。

それともう一つが、それと関連して政治資金についてですよね。４ページにご報告いただいたものなんですけれども、前回の議論だとわたしの理解では、「立候補後選挙活動期間」中に、その活動資金、選挙に関する活動資金を、活動する、お金の出入りをする団体を一つに指定をさせないとダメですねという話をしてたような気がしています。いくつものところをやると、そもそも政治活動と選挙活動が判然としない状態で色んなことが進む構造になるので、選挙に関してはここですっていうお財布を一個団体として決めさせると。立候補をして政治団体を持っていない人も、政治団体の設立は簡単にできるので、それは政治団体を作ってやると。どの団体をするのかというのは、決めるのかそれとも立候補者が指定するのかということは、別途論点としてありますねという話をしていたということで、一応前回の議論を、関連する部分で言うと、そんなところになります。

どうしましょうか。全部いっぺんにやると色んな話がごちゃごちゃとなりそうなので、「立候補後選挙活動期間」のところを、まずご意見とか質問とかをいただくということで良いですか。それではどなたかあればお願いします。

片木淳：ちょっと基本の話になるかもしれませんが、「立候補後選挙活動期間」ということで名前は分かりやすくなったと思いますけども、わたしの感じからすると二点問題、というか議論しなくてはいけない点があって、これは前々回、前回は欠席しましたけれども、申し上げましたけれども、「四十日以内」というのが短すぎるのではないかと。憲法規定がある解散の場合は止むを得ないとは思いますけれども、という点について、後でこれは申し上げますけれども、議論しなきゃいけないんじゃないかと思います。なぜそんなことを言うかと言いますと、前々から坪郷さん、今日お見えですけれども、ドイツに 100 日の規定がありますね。

その問題と、それからまず一点目としてお聞きしたいのは、この「立候補後選挙活動期間」に入る前に、今の言葉で言うと「事前運動」ですね、それはどうなるんですか。禁止なんでしょうか、それとも自由なんでしょうか。

小林幸治：基本的に僕の認識だと何の規制も無い、何をやっても良いことなのかなと。

片木淳：そういうことですね。そうすると仮に四十日の短い、わたしに言わせると短い期間を設定するという意味は、前から議論されている金持ちもおれば貧乏人もおるものが選挙

運動で競わないかんというところの公平性の観点から上限を被せようと。それについては何か期間を見つけてそれを総体としてその期間に、支出が主だと思いますけど、支出したものを捉えてそれが超えちゃいかんという理解からすると、ちょっと短すぎるんじゃないかというのが一つ出てくるんじゃないかと思うんです。というのは、その前からやってますからね。四十日前までの「選挙活動期間」についてやったところはもう野放しかという論点があると思います。だからここをちょっとみなさんの議論も聞いて、議論していただいて確定していただければなと思います。

もうちょっと申し上げてしまいますと、その絡みで、憲法規定。ここも１ページの一番上の①のところで、「○」で並べられている六項目ですけれども、このうち憲法規定というのは上から二番目だけと考えて良いんでしょうかね。たとえば三番辺りは、これは公選法でしょうね。憲法問題を言うならそこを議論しないといかん。もちろん憲法改正するという話もあっても良いんでしょうけれども、仮に現行憲法を前提にするという改革案を提案するというのであれば、その現行憲法はどういう縛りになっているかと。これは前から申し上げているというか、みなさんもそうだったですけれども、解散をできるだけ縛る方が良いんじゃないかというのが、別の問題ですけど、ある。原則は「任期満了でやれ」。と言ったら、期間が長くなるのが原則で、解散は例外。もちろん例外でも起こったらそれに対応しなきゃいけませんけども、という頭の整理ができるんじゃないかということ。ですから原則に合わせて選挙活動期間を設けて良いんじゃないか。

ということと、ちょっとわたしも自信がないんですけども、たとえば「○」の二番目の「選挙は、議員の任期が終る日の前 40 日以内に行う。」というのは、「投票は」ということですね。期日前投票もあるから、ちょっと広がるでしょうけれども。期日前投票をどうするかという問題はあるんでしょうけれども、ここで言うのはまず第一義的には投票日ということですね。選挙期間を 40 日以内という意味ではないですよね。そうすると、任期が終わる日の前 40 日以内。それから解散もそうですよね。40 日。解散の日から 40 日以内。

言いたいことは、投票日がその日、さっき申し上げたように、期日前投票の処理はちょっと難しいかもしれませんが、単純にある日と考えた場合には、その日の設定は憲法にあるんだけれども、選挙活動をそのずっと前にやって悪いことは思うんですね。だからもうちょっと厳密に言ったら、憲法の何にひっかかってくるのかという点を考えて、先ほどわたしが一番目に申し上げた要請も考えながら、どういう風な設定をするのが一番公平を担保するのかという点。あるいはその間事務所も誰もまったく出ないとか。100 日前ぐらいには分かっていないと困るということもあるかもしれません。そこら辺も考えて議論しようというのが今までの流れかなというように理解してますけどもいかがなものでございましょうか。

三木由希子：小林さん、いかがですか。

小林幸治：どこから何を答えて良いのか。40 日って、基本的に昨年まで第一部門で結構この辺も議論してきていますので、その時には片木さん・坪郷さんと議論させていただいて、できるだけ長い期間が良いよねっていうことを個人的に思っています。ただ現行憲法では

54 条で衆議院の解散に関しては 40 日以内。40 日ということはそこで謳われてしまっている、と言ったらなんですけど、謳われていますので、そこ、今お話を伺っていてちょっと意識しすぎたかなという気がいたします。解散の場合は突発的。解散の場合の方がまれなんだという考え方をすれば、基本的に 100 日なら 100 日という決め方をしておいて、解散の場合には 40 日以内ということを置くということも制度上できないわけではないなとも思います。みなさんでできるだけ長いほうが、できるだけ長いって言ってもあんまり長すぎてもという気がしますけど、180 日ですとか 365 日とかっていうことも想定外ではないです。

三木由希子:「立候補後選挙活動期間」の話をしているんですよね。そうするとその場合は、365 日前に立候補をしていないと立候補ができませんよという選挙の仕組みを作るということですね。だから一年前に立候補に手を挙げていない人は半年後に出たいと思っても出られませんという仕組みにするっていうことですかね。要は立候補の届出と選挙活動期間というのは一致するわけですよね。今の議論の流れからすると。

小林幸治:制度の建て方にもよるのかなと思うんですけど、今候補者の届出って告示日／公示日だけなんですね。それを一定程度、確かドイツもそんなに長い期間じゃなかったと思いますけど、365 日というのを一応ここで言うと「立候補後選挙活動期間」に置いておいて、その中でたとえば 3 ヶ月間候補者の届出ができる期間を設けるっていうことも、技術的にはできないわけではないかもしれない。

三木由希子:資金の上限、お金の上限規制と期間と立候補の届出を今パッケージで議論しているっていう前提なので、そうすると資金についても上限一年はめちゃうっていう話にもなるんですよね。だから全体の枠組みをちょっと整理しながら議論しないといけない。小澤さん、どうぞご発言。

小澤隆一:今の話なんですけれども、「立候補後選挙活動期間」をそれなりに延ばすとなると、今三木さんが言われたような色んな問題が連動して出てくるなと思います。今の公示日と選挙運動期間であれば一日のその日のうちに選挙実行してくださいね、で。もしこれが 30 日とか、あるいはもっと前に延ばすということになると、ちょっとそこは 30 日前でも、もう 30 日後はだめですよというような、その日一日限りというのが果たして適切なのかどうか、その辺りのことを考えたほうが良いなと。

それと後、選挙公営との関係で、もしこの「立候補後選挙活動期間」に何らかの選挙公営という仕組みを考えるならば、延ばせば延ばした分だけ選挙公営が、その期間中使えるようにばらまかれるのか、どうなのか。それもちょっと仕組みの問題として考える必要がある。そんな風に思いますね。

三木由希子:坪郷さん、どうぞ。

坪郷實:片木さんが言われた点、あるいは、三木さんが言われているように論点を絞らないといくつかのものが重なっていると中々集約が難しいんじゃないかと思うんです。一つは解散を前提にすると 40 日とか具体的な日数が挙がってくるんですけれども、手続的に一年ぐらい前に選挙日程が決まっているという場合を想定できるかどうかですよね。一年ぐら

い前に、選挙技術が想定できるとすると、当然政党も候補者もその辺りから立候補準備を始めるので、そこから準備が始まるという形になるんですけれども、だからそういう想定をどうするのかっていうことで論点をまず定めるというのと、それから最初に三木さんが言われていたように、日本で言えば無所属の個人候補者であっても基本的には政治団体を立ち上げて、そこが一つの口座で資金の出入りを管理すると。そういう仕組みを基本にすると大分中身が変わってくると思うんですね。そうするとどうなるかということ。わたしは二つの論点が気にかかるんですけれども、ちょっとその辺りを詰めないと中々議論が集約難しいのかも分からないと思いますが。

三木由希子：はい、ありがとうございます。そうすると、今議論が混乱している原因の一つが解散があった場合を想定していて、それをベースに期間の検討をしているところがどうも居心地が悪いようだというところがあるので、解散というオプションは一旦外して、任期満了で選挙をする場合、どういう制度設計にしますかということをベースに議論したほうが議論しやすいですか。

片木淳：両方議論したら良いですよね。制度はそういう前提で、解散というのはいつあるのかわからんので、それにどう対応するのかという話ですよね。両方議論したら良いんではないでしょうか。

三木由希子：結局選挙期間の設定が解散ベースで任期満了も一緒に議論すると 40 日というのが出てくるっていう話ですよね。小林さんの先ほどの話だと。任期満了をベースにすると一年前から選挙期間の設定、選挙日の設定とかもできますよねっていうのが、坪郷さんの先ほどのお話なので、両方必要だと思うんですけれども、任期満了を原則的に考えた時に、選挙期間の設定をどうしますかっていう議論で 40 日では短いんじゃないかっていう話なので、それをベースにまず考えて、その後、それでも解散って一応できることになっているので、そういう解散があった場合には別ルールとして 40 日っていうものに縛られた期間設定をしましょうねという議論の整理で良いですかね。はい、どうぞ。

大山礼子：全然議論を追っかけてないので変なことを言うかもしれませんけれども、解散の時に 40 日以内に総選挙をしなくちゃいけないという話は国会が無い期間を長くしてはいけないという趣旨で、それこそ独裁者が解散してしまって、それきり選挙しないということが無いようにという規定なので、選挙運動期間とは全然別な話なのでそこのところをごっちゃにしない方が良いかなと思います。

小澤隆一：わたしもそう思うんですね。ですから、それで言うと、今日のご提案で衆議院だけじゃなくて、他の場合も都道府県知事とか県議会とかそれも全部一緒にしてますよね。だからこれ憲法との関係でどうしてもこうしておかなければいけないのは衆議院なので、「〇」の四番目というのは、わざわざここまで全部横並びで書く必要があるのか、ちょっと考える必要がある。

三木由希子：ただ先ほどの大山さんのおっしゃる権力の空白を長くしないっていう意味では、他も似たような解散ができるっていう前提だとすると、似たような予防はある程度必要

という議論は必要ないですか。要は解散した後いつまでも選挙をしないで独裁的なことにならないように必ず期間を決めるということになると他の議会とか首長選挙も同じようなロジックで考える必要はないですか。

小澤隆一：そのロジックは働くんですけれども、と同時に小さなエリアの選挙だったら 40 日以内をもっと短くすることもできるっていうことなんです。何も 40 日っていう数字にこだわることはない。30 でもなんでも、都道府県・市町村は構わない。

片木淳：「○」の四つ目というのは、現行法を書いているだけですか。何かの提案ということですか。「○」の四つ目ね、今問題になっているのは。

三木由希子：小林さん、現行法が地方選挙も含めて 40 日以内ですか。

片木淳：40 日は無かったですかね、ここの趣旨は。だから、とやかく言う意味じゃないですけども、改革案と現状と分けて理解していけばいいんじゃないでしょうかね。それでこの「○」の四つ目は、別に「選挙活動期間」の話を言っているわけじゃないですよね。これはいつ選挙を行うかということをここに書いてあるだけでね。だから我々としては今後どういう改革案を提示していくかという観点から、特に「選挙活動期間」について、まずは期間をどうするかという議論をすれば良いのかしらと。

それともう一つ一言申し上げるならば、さっきの小澤さんの発言に関連してですけれども、我々の『答申』の中に書いてあるんですけれども、坪郷さんが中心になられて議論をしてきたんですけれども、選挙運動期間の撤廃ということは我々の金科玉条とまではいかなくてもね、キャッチフレーズみたいになっているんですね。あんなものは戦後どんどん政治家の都合のために短くしてきてると。しかも事前運動でぎゅうぎゅう取り締まっていると。そんなものは要らないと。これは選挙運動規制の撤廃と裏腹の問題なんですけれども、それをずっと言ってきた流れがあるんでね。それについて違う議論をした方が良いんじゃないかということであれば、もちろんして良いんですけれども、そういう流れを踏まえて考えれば、今後の改正後の「選挙活動期間」の長さを今と似たようなものにするというのは、ちょっと流れが分かりにくくなるかと。もうちょっと世間にぶちかますには、365 日は長すぎるかもしれませんけれども、ドイツは 90 日とか、何かランクがありますね、政党と個人でしたかね。そういうドイツぐらいの長さにして、その代わりその期間は費用を全部報告させて制限内に収めろと。収めなければ何かペナルティを加えるという制度。という議論をしてきたんじゃなかったですかね。それだけ一言申し上げます。

三木由希子：はい。ちょっとその前に確認なんですけれども、活動期間を長く取るということは、資金的な規制を入れるということですよね。それは事実上の活動規制じゃないんですかっていう気はするんですよね。なので、規制撤廃と言いながら資金的に活動を規制する期間を長くするっていう話だとすると、それ以外の政治活動と、たとえば 40 日とか 30 日であれば割と区分けができるのかなという気がしたんですけど、かなり長期になるとどういう仕組みになるのかというのが通常の政治団体とかでやっちゃうと、かなり混乱をする気がしてきていて。なので、長くするという前提だとすると…。はい。

片木淳：今の点、それは前から議論していることなんですけど、前段はね。ともかく個別規制は撤廃。しかし、みなさんのご意見で不平等になったらいかんだろう、金も金権政治やったらいかんだろうということで総額規制をしようと。前も議論がありましたようにアメリカは全部自由で総額規制もなるべくするなということだったですよね、どなたかの報告で。だけどそれよりはやっぱりドイツでしたか、特にイギリスですね。イギリスのような総額規制が必要じゃないかという話ですから。個々の規制を撤廃して総額で良いじゃないかという、一つは流れですね。

それからもう一つは 365 日ぐらいの前からというと確かに政治活動と選挙活動とがぐちゃぐちゃになるおそれはあるかもしれませんけど、もうちょっと短くやればイギリスでやってるようにね。今日も小林さんから報告があったように目的規定と具体的な経費の縛りで、定義で捉えて、それの中だったら自由にやればという妥協みたいな話じゃなかったかと思います。

三木由希子：はい。どうぞ。

坪郷實：ちょっと補足じゃなくて違うことを言うかも分かりませんけども、三木さんが言われた点は、わたしは基本的にそうだと思っているんですよ。選挙期間と選挙運動規制の撤廃をやった時に、選挙資金や政治資金規制というものをどのようにやるかっていうのは非常に難しい点があって、あまりそれをたとえば、選挙という形で選挙費用として上限規制を、大きな枠がけにしても、それをやって良いのかどうかという議論はあると思うんです。

ただ今日の議論も大元で、前回の議事録によると議論はあったと思うんですけども、選挙活動費用と政治活動の費用との区別は難しいわけですよね。その点で言うとむしろ、選挙の直接関わる費用規制というのはやらないで、政治資金についてはこれまでも色々な悪い事例があったので、やむを得ず政治資金については規制は維持すると。なぜ規制が必要かというと、やっぱり色んな問題が起こったので、その規制をしてきたという歴史があるので、それを無視できないからだろうと思うんですけどね。その辺りは共通項ができればそちらの方で良いと思うんですけど、ちょっとわたしも疑問。三木さんが言われた点に同じように疑問を持っています。

三木由希子：そうですね。政治資金の場合、支出規制は無いんですよね。だから、個人とか団体献金の規制はあるんですけれども、使途に関する規制は全く無くて報告をする。問題があれば社会的な批判を浴びて国民監視の下で判断されていくっていう仕組みになっているので、選挙期間の資金の規制っていうものがそもそも政治資金規正法の考え方と馴染まないという問題があるとは思うんですよね。

田中さん、すみません。お待たせしました。どうぞ。

田中久雄：立候補後の選挙活動期間ということの、費用の面と選挙運動の面で考えた場合に当委員会では選挙運動規制というのは原則的に撤廃しようと、自由にできるんだと、政治活動と選挙運動というのは区別がなかなか難しいし、年中ある意味では政治活動もできるし選挙運動もできるんだというような大原則みたいなものがあるわけで。それからすると 30

日前に候補者届出とか、公表ということを設けたということは、選挙運動の費用の総枠をここから出発点にしましょうと。それから公的費用の、補助金かも知れないけど、それの交付する出発点にしましょうということだけであって。選挙運動自体は、なだらかに 100 日前からやっているわけですよね。その 100 日前からやるとお金を持っている人は先にお金を投じて選挙運動まがいのことをどんどんやってしまう、候補者の届出とか公表前の 100 日前からやっていると。それと不公平になるんじゃないかということで、30 日ではなくて 100 日前から候補者の届出とかやって、そこから選挙運動費用の総枠を枠をかけようということだと思うんですけど。それはもうある意味ではどう考えるかで、100 日で良いのか、その前からずっと費用をかけて政党活動ということで事実上選挙運動をやっているということもあるわけなのでね。どこで折り合うかというのは難しいんですけど、僕はもう 30 日前でも良いのかなという感じはするんですよ。選挙運動自体はその前からやっていてもかまわないし、ただ費用を本当に厳密に枠をはめるのは 100 日前が良いのか 30 日前が良いのかという、なかなか決め手はないような感じはしますけどね。イギリスは、100 日前が良いという。ただ日本の場合、それが今の現実の選挙運動からこれだけもう少し幅広く自由にしようといった場合に、急にイギリスみたいに 100 日に延長することが望ましいのか、或いは 30 日が良いのか、50 日が良いのかとなると、なかなか理論的に出る話ではなくて、何か現実の問題としてこの辺が妥当なのではないかということで。私自身もどれが良いという結論はないんですけれども、30 日前でそこから費用の総枠とか、公的費用の出発点にするということが一つの考え方ではないかという感じはします。

三木由希子：ありがとうございます。元々期間というのは、立候補が届出をいつまでにしないといけないかという、どの時点で立候補届け出をするかというところに縛られてくる話なので、どこからかというのは基本はいつ立候補の届けをしないといけないかというところで決めて、そこから先の資金的な上限規制をその後はしましょうという一つの区切りは立候補の届出ですよね。言い換えると、先ほども申し上げましたけど 365 日前に立候補すると、365 日前に手を挙げないと立候補できませんていう仕組みになるということでもあるので、それで良いかどうかという問題は出てくるかなとは思いますけど。

片木淳：さっき申し上げたことですけど、私の感じだとですね 30 日間ですか、そこの間の資金力だけを見て、お金のない人とお金持ちの話になるんですね。政党が 1 年ぐらい前から、どんどんどんどん選挙があるということでやっていますね。その総額を規制するという観点に立てば、全部やらせろというならいいですけど、抑えるということであればそんな短い 30 日間だけで公平性が担保できるのかと。ある程度実質的に選挙運動期間・活動期間を捉えて、その間にやっている活動がやはり公平だという、そういう期間にしないと、抜けのある総額規制になるという感じはしますよね。

三木由希子：そうですね。規制の対象をもっと絞るという方法もあるのかなという気はするんですけれども。例えば広告的なものとか、そういう意味では資金力が圧倒的に優位に出る部分は規制をすると。それ以外はそうでもないと。例えば小林さんに作っていただいたもの

だと人件費とかも入っているので、そうすると多分政治活動と選挙活動の区分けがだんだん難しくなるので、圧倒的に資金的優位があるものについては上限規制とか、期間規制をするということも論点なのかなという気がいたしますけど。

今、期間についてと3ページの「③立候補後選挙活動期間に行う政治活動に関する支出金額の制限」を一緒に議論している感じですが。支出金額の制限も、何を制限の対象にするのかという議論がもう一つ論点であるのと、期間を長くした場合の上限規制を今だと多分1ヶ月とか、それを念頭に上限規制を作っておられますよね、小林さん。金額について。

小林幸治：額は、正直よくわからないですね。現在だとどのくらい使われているかというのは数字で出ているので。それが適正かどうかっていう判断はなかなかちょっと、いくらが良いのかというのもなかなか難しいなという気はしますけど。公平性を担保するのであれば、資金力が少ない人にできるだけ合わせるような形の方が公平性は担保されるんでしょうから、低く抑えた方が良いのかなという気はしますけど。そのレベルでしか考えてないです。公費負担との関係も出てくるので、上限規制を設けて実際使われたお金の何割は公費負担にするのか。例えば500万なら500万定額で一候補者あたり補助しますよ、公費負担しますよっていうようなことの方が良いかなと個人的には思っていますけど。そことの関係で、今の選挙運動期間よりも長く選挙活動期間を設けたから、その分上限規定の総額を増やしますよという考え方もあるでしょうし。別に今と同等でも良いのではないかという考え方もあるでしょうし。そういう気はしますけど。あまりいくらかというのは何の根拠もなくという感じなので。

坪郷實：代案まではいかないですけれども、選挙費用規制をするのであれば、今三木さんが言われた広告などですけれども。これは国民投票法との関係で、国民投票法はほとんど規制がないんですけれども、今最後の段階で浮上しているのは、テレビ広告ですよね。テレビの有料広告を規制しないと、大きな差が出るのではないかという議論をしているんですね。これは例示ですけれども、たとえば広告といったようなものに、選挙費用の関係では絞って、ごく一部の、大きな問題となるであろうというところを規制するという見方があるのではないかと思うんですね。それと選挙費用との関係では、現在では公費負担の部分があるのでこれをどうするかで、これは皆さんの一致がないかもわからないですけれども、今日小林さんは一応負担ということで言われているんですけれども、以前小林さんたちと一緒にやった議論では公的負担というのはまずはやめるという選択肢もあるのではないかという議論もしたことがあるんですね。ですからここはその点で、もうちょっと議論を詰める必要があるんですが、公費負担をやるとすれば、例えば当選はしなくても１％とか２％とかある程度の得票をした人には供託金ではなくて、使ったであろう選挙費用の一部を返すというような仕組みとして、これも部分的に考えるとか。そういう選択肢もあるのではないかというふうに思うんですが。

小澤隆一：この文脈からするとちょっと枝葉の話ですけど。今の選挙公営ではなくて、選挙後に投票の様子によってですね補助を出すという、そういうことになると立候補のハード

ルを上げてしまわないかということが気になりますね。いわば裁判における敗訴者負担みたいな話で。結局勝てば、或いはある程度票を集められれば大丈夫だけど、そうでなければその自信がないところがリンクしちゃう危険性がある。今の選挙公営という仕組みはどれだけ票を集めたかどうかに関わらず、最低限ここだけはベースは補助するという仕組みにしておいた方がいいんじゃないか。それも考えて、立候補選挙運動期間に選挙公営を使ってもらうとすると、この期間をワーッと前に延ばすとだいぶお金が掛かりますねという、そういう発想でさっき発言したつもりだったんですが。

三木由希子：はいわかりました。ありがとうございます。大山さんどうぞ。

大山礼子：伺っていて、立候補締め切り日をいつにするかという話と、総額規制の起算日をいつにするかという話と、それから公費負担をいつから始めるかというのが三つあって、それを必ず一致させなくても良いんですけど、一致しちゃえば簡単なんですけど。そこがちょっとごちゃごちゃする原因かなと思いました。それで選挙公営を、例えばポスターとか何かいくつ上げるとか、今でもやっていますよねタスキくれるとか、あれは多分立候補締め切らないとできないので、立候補締切日とリンクするんでしょうけど。総額規制をどうするかという話はもうちょっと前から、例えば立候補締め切りは 30 日前にするけれども 3 ヶ月前から起算しますというようなことにして、そこで立候補すると言った人はそこからスタート、後から立候補決めた人はそこからスタートのようなことでも良いかも知れないなと思いました。

それからちょっと先走って解散のケースなんですけど、小林さんのご提案だと 40 日以内に選挙期日決定して、30 日前までに届出を締め切るということにしちゃうと、解散した翌日に締め切るということをやりかねないので、それをするとそれこそ与党で準備した人しか出られないということになりますので。そこも注意点なので、解散のケースを考えるときはそこも考えていただきたいと思いました。

三木由希子：はい、ありがとうございます。ずっと聞いてばかりの濱野さんとか岡﨑さん、もしご発言等あれば是非と思うんですが、いかがでしょう。お二人とも何かありますか。

岡﨑晴輝（スカイプ）：では、私から。個人的な印象として、かなり無理な議論をしているなと感じました。私は選挙活動を自由化してという思いはあるんです。

三木由希子：ちょっと待っていただけますか、音が途切れ途切れなので。マイク近づけて離していただけると、よろしくお願いします。

岡﨑晴輝（スカイプ）：もう一度言います。まず理論の前提自体にそもそも私は異論があるんですね。私自身は参加民主主義者であって、なるべく選挙活動を自由化したいという思いは持っているんですね。でも議論を聞いていると、無理に無理を重ねた議論をしていて、それが錯綜の原因になっているんじゃないかと思います。ただ、今大山さんのご意見を聞いて、大山さんのラインであれば上手くいくかも知れないという思いも抱いていて。もし今のさっき金科玉条って言いましたよね、そのラインで議論を進めるのであれば、大山提案をもうちょっと発展させていった方が良いのではないかと思います。

三木由希子：はい、ありがとうございました。濱野さんはいかがですか、何かありますか。
濱野道雄（スカイプ）：気になるとすれば、供託金との関係です。一定の得票を獲得した候補者にだけ補助を与えることが、今まで供託金制度廃止を訴えていることと流れが別にならないかということ。個別規制を少なくし、総額規制をより明確、公正にする方向で、言われているとおり、資金力が影響を与えるかどうか細かく見ていく必要があろうかと思います。
三木由希子：ありがとうございます。そうすると、先ほど大山さんに言っていただいたのが、立候補の届出の期限と、そうすると立候補の届出がないと公営はできないのでそこは一致しますねと。もう一つが総額規制という話になった時には、立候補の届出はしていないけど予定候補のような届出をするとか何かそういう仕組みを入れることで、そこから先の総額規制というのはあり得るだろうという理解でよろしいでしょうか。この点についてはいかがですか、みなさん。もう一つは、総額規制の対象を一体何にするのかという問題はあって。有料広告は資金力の差がつくので、一つの考え方としてはあるかなと。それ以外もあるかどうかということはありますけど。
太田光征：規制の対象としては、大量の運動員を雇う場合に問題となると思いますので、ぜひこの点は考慮いただきたいと思います。特に遠隔地に運動員を派遣する際の旅費ですとか、あるいは選挙期間の高額物品、例えば今回の沖縄県知事選では、DVD なども配布されているそうですので、この種の選挙運動も規制の対象に考慮していただきたいと思います。
三木由希子：ありがとうございました。そうすると今の議論は 1 ページの①「立候補後選挙活動期間」と③「立候補後選挙活動期間に行う政治活動に関する支出金額の制限」でしょうか、主に話したのは。総額規制は、対象を何にするかという議論と金額をどうするかという両方あるんですけれども。金額は先ほど小林さんが難しいとおっしゃっていたのですが、これは考え方として考え得るものというのは何かあるでしょうか。
小林幸治：文字にしていないことを頭の中で考えながら、ここで最終的にまとめてはいるんですけれども。大山さんがおっしゃった部分について、途中で考えながら現行法でどうなっているのかを行き来していると、どうしても現行法に引きずられてしまって。そこで現行法が公示日、告示日というのと立候補者の届出というのがずーっと文化的にも一緒になっているので、そこに引きずられているという部分も正直あります。おっしゃった部分、本当にそうだなと思いますし、一度それでどういうことが考えられるのかを具体的に考えてみたいなと。180 日、ここで言うと立候補後選挙活動期間というのを 180 日前からにして、候補者の届出実態は一定程度 1 ヶ月なのか 2 ヶ月なのか猶予を持って、でも先に名乗りをあげたほうが場合によっては有利になるのでそこでやると。その活動費の上限規定とか、期日もそれぞれの候補者が名乗りをあげなければ変わってくるので、一律ではなくなりますけど、それはそれで一つの考え方だと思うので。そういう考え方の下で少し考えてみたいと思います。それと、これもペーパーにはお示ししていないんですけど、今おっしゃったことで、イギリスも選挙運動員のことは規制されているんですね。人を動員して、いわゆるボランティアレベルで自分から名乗りをあげて応援に行きますっていう人は、当たり前ですけど制

限はできない。ただ、お金を払って人権費を払って選挙運動員としている場合には、もしかしたら規制も必要かなと思います。坪郷さんおっしゃった、他の方もおっしゃった部分で、特にメディア規制ですかね。そこの部分だけというわけには、なかなかいかないのかなと思っているのと。それと費用の上限規制をやはり必要だねといった場合には、メディアだけではなくて、例えばビラの配布もできて選挙運動としては戸別訪問もすべてできますので。例えばとんでもない数のビラを作って、毎日のように入れることだって、上限規制をかけない限りは、いくらでも作って配布することはできるのでそれで良いのかという議論もあるので。そこを一定程度タガをはめるためには、上限規制をあまり高額ではない額にしておけば、集中的にビラの配布をやる候補者というのは出てこないわけではないけれども、ある程度の縛りにはなるだろうという考え方から、全体的な上限規制を設け用という考え方になっていたので、その辺はもし可能であればもう少し具体的にこうしたら良いのではないかというご意見があったらいただけたら有り難いなと思います。

三木由希子：はい、ビラに関しては立候補者ですよと書かずにビラはいくらでも撒けてしまうので、意味のある規制になるのかどうかというのも考えた方が良いかなという気きはします。要は政治活動としてのビラに規制はしないわけですよね。立候補者ですよと言ったときには規制が掛かるということにせざるを得ないですよね。つまり政党ビラとか、議員としてのビラとか、私はこういう政治団体やっていますよというビラは規制できないですよね。

小林幸治：規制はないんです。

三木由希子：規制はないので、立候補者ですよと言ったときに規制するかどうかという話ですかね。

小林幸治：例えばですけど、それが良いと言っているのではなくて、メディアでの規制をはめるのであれば、ビラの枚数を今と同じように決めていくとかということのほうが、場合によっては平等性は保たれるわけですよね。種類は現行でも名前だとか顔写真が入っていなければ撒けるわけだけど。そこもすべてなくなってしまうので、顔写真入り名前入りのものは枚数限りなく作れるわけですよね。選挙運動規制を基本的に廃止するので。枚数規制もなくなるので、資金力があればいくらでもできちゃうわけですよね。

三木由希子：おっしゃっていることは、わかります。大丈夫です。だからそれが選挙活動なのか、それ以外なのかの区別が言い訳ができればという話なのかなと思ったということなので。ちょっとそれは細かい話なのでペンディングにしておいても良いかなと思うんですけど。ひあ、どうぞ。

田中久雄：一つの考え方として、今までの議論が候補者個人と政党というのを、期間などの出発点を一緒に考えているわけですけれども。それを分離する考え方もあると思うんですよね。政党については、多分 100 日前ぐらいから総枠で費用規制をかけると。候補者については、30 日でも 40 日でもいいですけどね。テレビ広告とか新聞広告とか、かなり高額に費用を出すものはむしろ政党だと思うんですね。それはかなり早い段階から費用の規制をかける。候補者個人でお金持ちでどんどんビラを出したり、自分で新聞広告を出す人もいるか

も知れないけれども、そこまで細かくそれもダメというのは難しいと思うので、個人の費用規制や何かについては立候補した時点から費用規制をかけると。政党については 100 日でも 150 日でもいいですけど、そこから費用規制をかけるというふうに切り分けることも、一つの考え方ではないかという感じはします。

三木由希子：ありがとうございました。政党に関しては規制がないので、新たに規制を設けるという話ですかね。選挙運動に関する政党規制ってないんですよね。政党の支出の上限規制ってありましたっけ。ないですよね。立候補者は、個人で届け出ている人と、政党が比例で届け出る人と両方いて。個人ベースで今上限規制がはまっているので、政党そのものの上限規制というよりは立候補者数に対して、政党が届け出た比例も上限がはまっているということですよね。現行とこの考え方ということですよね、それと別の考え方を入れるべきだという話ですね。

小澤隆一：元々の第 1 部門のこの提言の発想の根本には、政治活動や選挙運動についてできる限り自由にしよう。今の自由のない選挙活動・政治活動をもっと自由にしようという発想だったと思うんですよね。今でもそうなんです。そうだとすると、例えばビラをたくさん作り、そのビラをたくさん作ったものをちゃんと撒くだけの人員が揃っているところがですね、それは競争の公平性が保たれないから規制しようという発想は、むしろ出てこないんじゃないかという気がするんですね。支持者がたくさんいて力のある政党がたくさんビラを作り、それを在庫で積んで置くのではなく配りきるだけの力があるなら、それは主権者あるいは市民社会における政治グループの一つの甲斐性として尊重するべきだというのが、選挙活動の自由の発想からすると出てくるんじゃないか。資金力に任せてテレビ広告を打つというのは、これは政治活動のあり方としては少し邪道といったら言い過ぎかも知れませんけど、ビラをみんなで配ることとは訳が違うでしょうということで規制が必要だという筋は出てきたとしても。ビラや政治集会などの規制はむしろなしでいくべきだというのが、我々の議論からしたら出てきそうな気が私はするんですけれども。いかがでしょう。

三木由希子：はい、いかがでしょうか。はいどうぞ。

太田光征：やはり政党交付金の支出制限として、選挙目的であれ政治活動目的であれ、大量にお金のかかる広告とかを除くということにしてはどうかなと思います。

三木由希子：広告を除くというのは、広告に使ってはいけないということにするということで、それは政党交付金のみの話ですか。

小林幸治：ちょっと話が戻っている気がしますけど。基本的には、第 1 部門で議論をして全体会議でも合意して頂いたとおりだから、選挙運動規制は限りなく撤廃に近い形でなくしていこうということは合意していただいたと。ただ、第 1 部門でも全体会議でも、それでは元々個人の候補者自身でも、資金力のある人とない人の差が限りなく激しく出てしまうんじゃないかということで、一つひとつ規制をかけていったら今と変わらなくなってしまうので、それで全体として選挙期間、ここで言うと立候補後選挙活動期間に使える選挙活動に使えるお金の総額はいくらですよというタガをはめようというのが基本だということは、

ちょっと確認しておいて頂いた方がいいかなと。その中で、小澤さんがおっしゃったようにビラを運動員として撒く人がいっぱいいたって、僕はそう思いますけど、そのビラを作るには資金力が要るので、それを極端な話 1000 枚しか刷れない人と数百万枚刷れる資金力のある人というのは、かなり差が出てしまうので、そこを上限規制をはめることによって、それで公平性が担保できるなんていうことは不可能に近いんですけど、逆に本当に公平性を追求していったら全て規制した方が公平性は保たれるので、それは過去にも日本の公選法の制定時だとかイギリスの議論などを見ていても、そういう議論が過去にもされているので、そうだと思いますけど。そうではなくて有権者サイドからすれば、小澤さんおっしゃったように、もっと自由に楽しく選挙に参加したほうがいいよねということを基本にして、それをどうやって作るかという話と、その公平性というのをどこで折り合いをつけるかという話だと思いますけど。その辺はちょっとご確認いただいて、それを前提としていただけると有り難いかなと思います。

岡﨑晴輝（スカイプ）：今お話されたのは小林さんですよね。

三木由希子：そうです。

岡﨑晴輝（スカイプ）：今の小林さんのお話を聞いていて、私も完全に同意しますね。自由と公平とか、自由と平等、両方満たすということが非常に重要だと、第 1 部門の報告は自由の方に偏っているというふうに思うんですね。平等とか公平ということを同時に考えていくと、結局色々な規制をしなくてはいけなくなって、現在の公職選挙法に限りなく近づいていく可能性があると思います。本当は私としては、今の公職選挙法を前提にして、例えば街宣車を規制するとか、細かい修正を積み重ねていった方がいいんじゃないかとは強く思っているんですよね。小林さんのお話を聞いて、やっぱり自由に偏りすぎている今の議論を軌道修正して、公平とか平等を同じように扱う必要があるのではないかと思います。やっぱり最初の前提ですね、もう一度考え直したほうが良いのかなというのが私の考えです。以上です。

三木由希子：はい、ありがとうございます。考え方としては、自由と平等・公平の両立を限りなくさせるというのと、著しい不平等を取り除くというのと、多分二方向の議論が今あるのかなと思います。どちらかというと、著しい不平等をどう取り除くかという議論をしかけて、今別のご提案をいただいたという感じかなと思います。別の会議でも何度か申し上げたんですけれども、規制をなくすということは能力と負担力のある人により多くの機会が提供されるということではあるので。政治に何を求めるかということにもなってくるのかなという気もしているので。どうでしょうか、話をもっと前に戻すことはなかなか難しいので、どう議論していくと良いですかね。

とりあえず今日ここで確認として合意ができることというのは、立候補の届出は必要なので、その届出期間とそこを起点にした公費負担というのか公営というのか、どちらかといえば公営ですよね、については何か期間を設定してやりますということで。それは特に規制そのものと関係なくやりますよということは、そんなに異論がないわけですよね。それから、総額規制をどうするかということについては、それをいつから対象とするかということは、

立候補の届出と一致しなくても良いのではないかというものと、一致させた方がシンプルでわかりやすいというのと、二つの考え方があり得ますよねというところで、特に今のところ結論めいたものは確認されていないのかなと思っているんですけど、それはいかがですかね。じゃあ、一応両方残っているという状態にしておきますか。オプションとして二つありますというところで、もう1回議論を整理しますか。オプションとしては、総額規制に関してはその立候補の届出とは別に期間を設定すると、もう一つがその立候補の届出を貴店に総額規制を始めるというのと二つオプションがあると。総額規制の対象に関しては、著しい不平等を取り除くという発想か、それとも公平・平等を徹底するために細かく枠をはめるというか使途も含めて枠をはめるというのと二つまだ案としてあるという理解で良いですか。小林さんいかがですか。

小林幸治：はい、いろいろな可能性は探った方がいいと思います。

坪郷實：確認なんですけれども、上限規制という考え方を基本にすると、支出で資料の①から⑨まで個別に挙げる必要があるんでしょうか。総枠規制が基本だとすれば、或いは上限設定が問題だとすれば、もちろん説明ではこういったもので、それぞれこういう問題があるという認識は必要かもわかりませんけれども。そういうオプションもあるのではないかと思います。

片木淳：今の坪郷さんの意見ですけど、ちょっと私が理解できなかったのは、最終的には理想は公職選挙法の改正案を作らなきゃいけないということですね。そのときに総額規制を制限するという書き方のときに、それを書いておかないとどの範囲だというのがわからないと思うんですけど。そこはどうですか。

坪郷實：いや、そういう条文の中の提案として入れるということは必要かもわからないですけど、ただ「等」というのはいずれ入るわけですよね、そうするのかどうかですよね。

片木淳：「等」だけが問題だということですか。この⑨の。

坪郷實：そうではないんですけれども。詳細にこういうふうに挙げる必要があるかということなんです。

片木淳：でないと、「広告別にいいんじゃないの」とかって言ってくるんじゃないですか、政党の方が。縛られているというけど、どこで縛られているんだと、内容的に。

坪郷實：範囲ということですね。そういう意味では了解しました。

片木淳：ということだと、できたら法律レベルでバチッと書いておかないと、あとでひょっとすると罰則か何かかけるかも知れませんよね、違反した者に何かペナルティは掛けないといけないでしょうね。でないと放任ということになりますね。ザル法ということになっちゃいますのでね。という意味でしょう。それも個別経費だけではなしに、目的でも経費でおさえて、だから選挙に関することですよね、政治活動は良いですよと。選挙を目的とするこういう経費については、総額で合計したときにこれ以内にしなさいということだと思いますね。

三木由希子：はい。そうすると、著しい不平等を取り除く上限規制にするのか、それとも今

ご提案いただいたような範囲での総額規制にするのかといったときの、ご提案いただいた内容だとするとかなり書き込むと。著しい不平等だと、例えば広告はこうしましょうとかという話になるので、それはそれで具体的に書かないといけないというのと、両方残っているということですね、課題では。

あと、田中さんからお話があったのは、政党に対する規制をするかという話ですね。政党の選挙活動資金規制というのは、どうやってはめるんですかというのはちょっとよくわからないんですけど。それも論点として残す必要ありますか。

大山礼子：今の話と少し違うんですけれども。総額規制のスタート地点を立候補届出締切日よりももっと前にするという場合に、そこで予備的に登録すると規制がかかってしまうというだけだと誰も登録しないわけですよ。だから、やはり何らかの全体に規制がかかっていて、そこで登録したことによって自由になることがないと絶対誰もしないわけだから、そのことは考えておく必要があると思います。あるいは、そこで登録すれば、何がしかビラを作る費用がもらえるとか、何かないと誰も登録しないことになってしまうので、そこをどう考えるかということだと思います。

三木由希子：はい、ありがとうございます。立候補予定登録みたいな仕組みは韓国にありましたよね。あれは日本と同じくらい選挙運動規制しているので、登録をするとインターネットでの選挙運動が解禁するとか、登録することによってできることがあるというので、新しく立とうと思う人が早くアウトリーチができるように、一部規制緩和という意味でやっているというので機能しているところがあるので。大山さんおっしゃるとおりで、何かする意味がないと確かに登録しないという話ですよね。それは議論の時にはそれを踏まえて、考慮しないといけないですね。

小林幸治：ありがとうございます。多分公費負担の、ここで公費負担が出ますよというインセンティブを与えられないと、それはセットかなという感じはしています。それと坪郷さんからご指摘いただいた、項目をあえて挙げた方が良いのかというのは、僕もこれ後戻りしているんじゃないかという気はしたんですけど。今日はさらに混乱してしまうのでお話ししなかったんですけど。立候補後選挙活動期間の前は自由な政治活動ができて、30 日なのか 100 日なのかということはこれから議論することですけど、それ以降行う立候補後選挙活動と並行してですね、それの前に行っていた政治活動というのが同時に行われる可能性もあるんだなと思っていて。だとする、と何に対して収支報告書を提出しないといけないというのは、書き込んでおかないと整理がつかないというところからちょっと挙げてみたというところなんです。本当は個人的には立候補後選挙活動期間に入ったら、全ての政治活動に関する収支報告を出させるような仕組みの方が全部の透明性が担保されるとも思ったんですが。それが可能なのかどうなのか、実態として難しいのかなと思っていて、そこら辺をどういうふうに整合性をとっていくということが、ちょっと僕も実態を完全に把握できているわけではないので、というところなんです。なので、ここで 9 項目挙げてみたということで。人件費を挙げたというのも、日本の場合には公費の負担として選挙運動員への支払いが

できるので。そこで挙げておかないと、イギリスにはなかったんですけど、そこは含めておかないと抜け落ちてしまうかなということで入れたという経過があります。

三木由希子：元々政治家自身が、国会議員は特に複数の政党支部と政治団体持っていますので、そもそも費目とか規制の対象とか制限の対象をはっきりさせないと、政治資金規正法の枠の中で何をするかというのは結構混乱するとは思うんですよね。なので規制とか制限するのであれば、そちらの考えをはっきりさせた上で、どこに当てはめるのかという議論をしないと、混乱する一方かなという気もしますので。制限の方の考え方をきちんと整理した上で、どういう枠組みで報告させるのかとか、或いは報告を求めずに報告をする対象をかなり絞るのであれば別に収支報告書にこだわる必要がなくなってくるので、また別の仕組みで報告させるという仕組みにもなると思うんですね。政治資金規正法にこだわる必要なくなってくるので。そこはもう少しその前段の議論を整理した上で、さらに詰めた方が良いかなと。なので、それも一旦整理ついた後の、次の論点として出てきますねということですね。

片木淳：今の点で、私も先ほどから申し上げようと思っていたんですけど。平等選挙の観点からすると総額を規制しようとする流れで書くとすればですね、この収支の内の収入の方の規制を政治資金と同じような感じで小林案では書いているんですけど、収入にまでなぜ言わないといけないのかと。もちろん収入が多いと問題だということはあるのかも知れないけれども、当面の選挙活動の平等性ということから言えば、支出だけでいいんじゃないかということもあるので。今日はもう時間がないですけど、まだ今の論点の一つとして取り上げて、また議論したら良いかと思います。

三木由希子：はい、ありがとうございます。今だと選挙運動に関するもののみ個人が 150 万円以内で献金ができるという以外には、特に収入規制はないんですよね。はい、わかりました。それ以外ご用意いただいたものというのは、今日今議論していただいたものに付随するものというところもあるので。一旦、今日確認されたものをベースにもう一度議論する必要があるということですね。はい、ありがとうございました。

すみません、もう時間になっているのですが、まだ議題が残っていて。「首長選挙見解について」というのを事務局から出していただいているので、それについてお願いします。

城倉啓：事務局の城倉です。資料の「B」ですけれども。前回か前々回の選挙市民審議会の話し合いの中で、折を見てチャンスがあったら答申を宣伝するような見解を出したらどうかという話がありました。今回沖縄の知事選挙があるわけですけれども、できれば選挙前につまり 9 月 30 日が投票ですので、結果を知る前に出せたらと思って、ぎりぎりになって恐縮ですけれども、このようなものを用意しました。但し事務局の中でも意見が分かれておりまして、統一地方選挙まで待っても良いのではないかという、沖縄の場合は別の議論に巻き込まれてしまうのではないかということがあったので、取り扱い方も含めてここで皆さんのご意見を伺いたいということで、よろしくお願いいたします。

三木由希子：ありがとうございます。まぁ沖縄は決選投票になるような選挙構図ではないので、ちょっと確かに興味は引きにくいかも知れないですね。有力候補が 3 候補立っています

という選挙の場合だったら、そういうものがあるかとか、別の関心を持ってもらえそうな気はしますけれども。どうしましょうか。選挙はこの週末ですので、急いで出す必要があるかどうかということですけれども。ちょっと今回はペンディングで、統一地方選の直前ではなく年が明けたくらいから地方選挙の選挙制度の課題みたいなことで順次やっていくくらいでも良いのではないかなという気はしますけど。いかがですか、事務局。

城倉啓：はい、ありがとうございます。こちらでもう1回引き取って、年明けぐらいにもう一度成文として出してご議論いただきたいと思います。

三木由希子：ありがとうございます。そうしましたら次は、今後の進め方ですね、別紙Cお願いします。

城倉啓：はい、別紙Cですけれども。事務局としては、これが最後ぐらいの工程表案になると良いなと思っております。どこが変わったかだけを申し上げて、ここにいらっしゃる方々で確認をしていただきたいと思います。

岡﨑委員から、「参議院の抽選制度」ということを提起したいということでしたので、10月にしていただきます。それで、「選挙管理実務」というのを事務局太田が担当しておりますけれども、それを後ろに下げて12月と1月にしているということです。それと「議会の歴史的意義」は、濱野道雄さんに7月にやっていただくのですけれども。「議員定数・議員の待遇」を5月に一緒にしてここに持ってきたと。これはどなたかやりたいという方がいらしたらお願いしたいのですが、どなたもいらっしゃらなければ事務局で引き受けるということです。それと会議が始まる前に、大山さんから「4月5月はだめなので」とおっしゃられたので、これをどうしましょうかということで、濱野さんにご相談なんですけれども、5月と7月を濱野さんと大山さんとで交代していただくことは可能でしょうか。

三木由希子：濱野さん、いかがでしょうか。スケジュールを今7月に入っているのを5月にお願いできないかということなんですが。

濱野道雄：7月じゃなくて5月にですね。検討しますけれども、ほかのスケジュールでできないかも知れないですけれども。

城倉啓：わかりました。その場合はまた考えますけれども。いずれにしても大山さんは5月は無理ということで、後ろになります。つまり、「議会の論点整理」というのをまず先にやっていただいて、その中から絞り込んでこの論点でいこうという形にしていただくと。それには1回では足りないので、3回連続でやるとか、そうような強行軍で行っていただければと思っています。

大山礼子：国会の改革とか地方議会の改革とかはいっぱいあるんですけれども。なかなか言っても全然できないんですよ。私は、むしろ人を変えないとできないと思っていて。そういう意味では、選挙市民審議会には期待しているわけなんでございますけど。なので、そこをいくら議論しても、議員があの状態ではダメなので、ここの審議会の場でそちらにそんなに労力をかけるのが良いのかどうかというのは、非常に疑問なんですね。それよりも、結構今の話も積み残しているわけだし、それをきっちり詰めるようなことの方が私は良いと思う

んですけれど。いかがでしょうか。

三木由希子：はい、そういうご提案がありまして。濱野さん何かありますか。

濱野道雄：同じようなことで、最終的に選挙が国会・地方議会全体のどういう関係性があって、その整合性を確認して終わりたいということだと思うんですけれども。ちょっと、どうまとまるのか、今おっしゃったことと同じような感覚で、ちょっと今一つよくわかっていないことがあるのも事実でというのが私の方ではありますけれども。ちょっと広すぎて、いくらでも何でもみたいな話になっちゃって、どう整合性とっていくのかですね。まぁそれを考えろということですか。

三木由希子：ただこのテーマは、時期的にはまとめに入る前段階なので、ちょっと最後に大きな宿題をドーンと出しちゃうと、また何かズルズルと決まらないまま終わったものが大きく残っちゃったみたいな感じになるので。「国会改革」とか「議会どうするか」ということは、別途ちゃんと論点設定した上で、ご報告をお願いするとか、検討お願いするのであれば、お願いをした方が良いということと。もう一つが、好むと好まざるとに関わらず憲法改正っていう問題が国会で議論されるようになると思うので、「従来のような国会のあり方で本当にいいんですか？」という話は、当然色々出てくるタイミングではあるとは思うので。あらためてやる意味がないわけではないだろうと。ただ、変わるかどうかと言われたときに、大山さんがおっしゃった通り、人が変わらなければ変わらないというのも現実ではあるかなとは思いますので。ちょっとそこは何か出したら変わるぞという前提よりは、この審議会としても意見を示すということの意味がないわけではないということで、ちょっと論点設定を、或いは何をするかということを整理した上で、もう一度後半のスケジュールを作っていただければと思います。

小澤隆一：よろしいでしょうか。来年の 3 月に私と小林五十鈴さんにこのテーマで「国政選挙と選挙運動と選挙運動資金・政治資金の関連」振られていますけれども。今日やった議論と、あと今度 11 月にやる議論の仕上がり具合によっては、そこでかなりボディができちゃうということなので。ちょっと 3 月のこのテーマはこれでいくのかどうかということを含めて、今日のところはペンディングにしておいていいただけますか。私や小林さんが上手く何らかのテーマではまれば良いのですが。これだと今日の議論とはまた別にこういう議論を立てるのかどうかとなると、ちょっと。

城倉啓：はい。諸々承知いたしました。また工程表の第 7 案を作らせていただいて、年明けについていろいろな論点を含めて、もう 1 回提示させていただくことにいたします。

三木由希子：はい、すみません。いろいろとお手数おかけしますけれども、よろしくお願いいたします。議論の進め方からすると、ある程度焦点化してきちんと詰めていかないと、提案がまとまりそうにないという状態に、このままだとなってしまうかなと思うので。あまり広げすぎないで、でも予定していたことについてもターゲットはある程度ちゃんとカバーできるような進行を考えなきゃいけないかなと思います。

　あとは、次回の予定ですね。10 月 23 日の 10 時から、また同じ会場ですね、第 2 の第 3

会議室ということですね。その次が 11 月 28 日。

城倉啓：11 月の時間が書いていなくてすみません。15 時から 17 時で確定です。場所は未定ですが、この「で調整中」というのは削除してください。

三木由希子：その次が 12 月 21 日の 10 時からで、これも会場は未定ですけれども追ってご連絡をいただくということですね。これで全部議題を終わったと思いますので、終わりにしてよろしいでしょうか。10 分超過して申し訳ございません。いろいろと活発なご意見いただいてありがとうございました。濱野さんと岡﨑さんありがとうございました。

〔岡﨑晴輝委員未校正〕